

○本報告書を読む際の留意点

- (1) 本報告書は、平成 22 年度補正予算により内閣府が平成 23 年 2 月 8 日(火)から 3 月 27 日(日)まで「配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業」として実施した「パープルダイヤル-性暴力・DV 相談電話-」において、相談員が受けた相談内容について集計したものです。「調査」を前提としない相談対応の中で明らかになったものを集計しているため、不明の件数が多く、集計結果が必ずしも全体的な状況を示しているものではないことに留意する必要があります。
- (2) 本報告書においては、同事業における以下の言葉の定義をそのまま用いています。
 - ア 「性暴力の被害」とは、「加害者が誰であるかを問わず「強姦(レイプ)」、「強制わいせつ」などの性犯罪による被害を言い、その被害の時期や年齢を問わず、また、その被害を警察に対して申告したかどうかを問わない」
 - イ 「急性期の性暴力被害女性」とは、「被害直後からおおよそ 1 年未満で、緊急避妊、妊娠診断等検査、性感染症等検査、証拠採取、外傷の治療・検査等産婦人科的対応を希望する者や、混乱した気持ちや問題の整理、適切なリファール先(被害者に紹介する相談窓口や支援窓口)等の情報提供等継続的な支援を要する者」
- (3) 本報告書では、パープルダイヤルの相談員に対して、被害者が「(配偶者暴力や性暴力などの)暴力をふるった」と相談している相手方(配偶者等)を、便宜的に「加害者」と整理しています。
- (4) 集計に用いた記号等は以下を示します。
 - ア 「N」は比率算出の基数であり、「集計総数または分類別の集計数のこと」
 - イ 「M.T.」は Multiple Total の略で、「複数回答の場合に回答数の合計を回答者数(N)で割った比率であり、通常その値は 100%を超える」